

オストメイトの個別無料相談会を開催します(申込不要)

オストメイト(人工肛門・人工膀胱をもっている人)で、色々な悩み・苦勞を専門家や同じ立場の人に相談して元気になりませんか。専門看護師・支部役員・ストーマ装具業者が相談に応じます。

日時・場所=①8月21日(火) 9時~12時

奈良県文化会館(奈良市登大路町)

②8月25日(土) 9時~12時

奈良県社会福祉総合センター(橿原市大久保町)

対象=県内在住のオストメイトの人

問合せ=日本オストミー協会奈良県支部事務局・

三田村(☎0742-49-1839) (厚生福祉課)

原爆死没者のごめい福を ~市内寺院で梵鐘を鳴らします~

広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日の両日、原爆死没者のご冥福と世界恒久平和の確立を祈念するため、県下各市の寺院で梵鐘を鳴らして、広く非核平和を訴えます。

家庭、職場、地域で敬けんな黙とうを捧げられますようお願いします。

日時=・8月6日(月)(広島原爆投下日)8時15分から6回

・8月9日(木)(長崎原爆投下日)11時2分から9回

問合せ=厚生福祉課(内線532)

第15回シンポジウム ~これでいいのか!!ネット社会と子どもたち~

日時=8月10日(金)13時30分開会

場所=かしはら万葉ホール(橿原市小房町)

詳細・問合せ=奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」事務局(☎0744-22-9611)(人権施策推進課)

広告欄

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



原野商法の二次被害 新たな手口

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月~金曜日
9時~16時

【事例1】40年前に買った地方の土地を売却するためには測量が必要と言われ、測量費用38万円を支払った。

【事例2】30年前に購入した遠方の原野を買い取りたいと不動産業者から連絡があり、契約した。しかし契約書をよく見ると、別の土地を購入させられる契約になっており、差額の100万円を請求されている。

【事例3】「40年前に購入した別荘地の管理費が未払いになっている。5年分の管理費15万円を支払うように」との請求書が、弁護士事務所から届いた。

~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*~*

1970年代~80年代にかけて、原野や山林などあまり価値のない土地を、将来値上がりするかのようについで販売する「原野商法」が横行しました。その時に購入した人たちが現在高齢となり、「自分たちの代で何とかこの土地を処分したい」との思いを悪用する二次被害が発生しています。

以前は【事例1】のように、「測量費用」や「広告費用」を支払わされるというケースが多かったのですが、最近は【事例2】のように、今持っている土地を買い取る代わりに新たな土地を購入する契約を結ばせ、その差額を「手数料」などと称して支払わせるといった手口が増えていきます。いずれにしても、費用を負担しても結果的に土地は処分できないということになるので、話に乗らないようにしましょう。また【事例3】のように、管理費を請求されても、事業者と管理契約を結んでおらず、管理もされていなければ、支払う必要はありません。迷った時には消費者センターにご相談ください。

